

2019年3月30日（土）
林野会館

福祉国家構想研究会 2019連続講座

安倍政治をどう変えるか？

日本社会の危機に立ち向かう政策と構想

第1講 改憲を阻んで憲法の生きる日本を

—憲法・安保・沖縄政策論

渡辺 治（一橋大学名誉教授）

レジメ・資料

福祉国家構想研究会 2019 連続講座「安倍政治をどう変えるか？」

第1講 安倍改憲を阻んで憲法の生きる日本を

その1 戦後改憲史の中の安倍改憲の位置と改憲阻止の展望

2019. 03. 30 渡辺治

はじめに

- (1) 安倍改憲-戦後改憲の第3の波、同時に戦後最大の改憲策動
- (2) いま、改憲と「護憲」の攻防はどこまで来たのかをふり返り、安倍改憲の位置を探る
戦後改憲-何が改憲の動因であり、どんな力が明文改憲を阻んできたか？
戦後改憲史の時期区分と現段階（資料1）
- 50年代改憲-改憲消極時代-90年代第2の改憲期-改憲頓挫と停滞期-安倍政権、第3の改憲期
- (3) 改憲の現段階、改憲の危険と改憲を阻むことの意義

1 戦後第1の改憲・50年代改憲の構想と挫折

- (1) 戦後保守政治の統治構想と改憲-なぜ支配層は改憲を目指したか？
 - (a) アメリカの改憲圧力
 - 米軍駐留の安定、再軍備と冷戦への動員
 - (b) 戦後保守政治の統治の不安定と統治の復古的改変
 - この時代の改憲は、9条のみでなく統治制度、人権含めた全面改変
 - 対米従属+復古主義の構想-いずれの点からも憲法は桎梏
 - 岸内閣になって、戦後帝国主義復活とその前提としての改憲切実化
- (2) 50年代「戦後民主主義」運動と改憲反対-なぜ改憲は阻止されたか？
 - (a) 保守政治に対抗して、「戦後民主主義」運動が台頭、昂揚
 - 反復古+平和+民主主義
 - 担い手-総評労働運動+左派社会党-社会党+共産党+知識人
 - (b) 安保闘争昂揚の要因
 - ① 総評労働組合運動が、企業を越えた活動力、動員力、政治的規制力
 - ② 総評、社会党、共産党の共闘
 - 基地反対闘争、勤評反対闘争、警職法反対の経験、統一戦線の思想の普及
 - 共闘を阻害している要因、運動上の不信、変革構想はいまよりはるかに共通
 - ③ 反復古「独立・平和・民主主義・生活向上」の国民の3分の1の広範な合意

2 戦後型保守政治の安定と改憲消極の時代

- (1) 戦後政治の転換と改憲断念
 - 運動の力による改憲・復古主義断念

その後、戦後型統合の形成による改憲意欲の喪失

(2) 企業社会と開発主義政治の2本柱の安定

(a) 企業社会統合による労働者統一労働運動の企業主義化-政権党支持

(b) 自民党開発主義政治

企業支配に組み込まれない「周辺」に対する非福祉国家型統合

(3) 安保体制下の「小国主義」-安保体制下での軍事化抑制

(a) 小国主義、平和主義との違い

改定安保条約により、アメリカは基地の自由使用確保、極東における反共の砦としての安定

72年沖縄返還時における沖縄基地固定

最高裁合憲判決の影響、強い

(b) 9条の下で自衛隊の維持・存続余儀なくされる

自衛隊違憲論→法制局、自衛隊の活動に対する厳しい抑制

自衛隊の海外派兵禁止、集団的自衛権行使禁止

のち後方支援であっても「他国の戦闘行為と一体化」した活動禁止

自民政権、内閣法制局解釈容認、自らも軍事化抑える措置

軍事化を抑える様々な合意（非核3原則、武器輸出3原則、1%枠）

(c) 「小国主義」の世界史的条件

①パクスアメリカーナと冷戦対決の下でのアメリカの要求

②安保闘争に立ち上がった日本の民衆運動への警戒

(d) 小国主義を支えた運動の特徴

(1) 労働運動の企業主義化にもかかわらず、公共部門、周辺の運動

(2) 共闘は壊れたが、大衆運動は上昇局面

ベトナム反戦と反核・平和運動

(3) 革新自治体の運動で地域レベルで共闘継続

(4) 小国主義に対する国民の合意と支持の継続

3 冷戦後の新たな国際関係と戦後第2の改憲

(1) 冷戦終了、アメリカ帝国の霸権と日本の大國への衝動-2つの改革

(a) 冷戦終焉と自由市場の世界化、多国籍企業の世界的展開、2つの変化

1) アメリカ一極霸権、自由市場秩序の維持・拡大、「世界の憲兵」化

2) 新自由主義改革の世界的拡延-新自由主義の諸類型

(b) 日本企業の多国籍展開と2つの改革-軍事大国化と新自由主義改革

1) 多国籍化と市場秩序維持のための戦後国家体制「小国主義」の大改革-軍事大国化への改革

① 冷戦後のアメリカの自衛隊派兵圧力

② 日本企業の遅れた多国籍化による自由市場秩序維持要求、日本企業の進出先がアジア

2) 遅れた多国籍企業化に伴う新自由主義改革

日本企業の多国籍展開による競争力喪失、改革要求

(2) 改憲、新自由主義遂行の体制づくり「政治改革」

(a) 政治改革、2つのねらい

① 戦後「小国主義」を支えた社会党、自民党政治の打破

自民党政治家にも「小国主義」浸透-後藤田、海部、宮澤喜一

→小選挙区制で社会党の解体か変質

② 新自由主義改革の障害物としての既存自民党利益誘導型政治の解体

中選挙区制下の派閥、利益誘導型政治、地元密着の打破

政治改革による自民党の変貌-自民党中央集権化、族議員の衰退

(b) 政治改革の決定的効果-社会党の解体、大きな護憲政党の消滅

(3) 戦後第2の改憲の波

(a) 解釈改憲による派兵の本格的追求

1) 解釈改憲採用の理由

アメリカの派兵要請急、60年安保闘争の悪夢

2) 派兵体制の第一歩-新ガイドライン、周辺事態法（「我が国周辺」、「我が国の平和と安全」）

3) 小泉政権期の自衛隊のイラク派兵強行

テロ対策特措法、イラク特措法による自衛隊海外派兵の実現

有事法制-有事における民間、地方自治体の動員

(b) 解釈改憲の限界から明文改憲へ

自衛隊派兵体制の限界-海外での武力行使不可、「戦場」への派遣も不可

戦後2度目の明文改憲へ

(3) 新自由主義改革の本格実施

(a) 企業支配の縮小・再編-正規労働者のリストラ、非正規化

(b) 企業負担軽減目指す改革-橋本「六大改革」、小泉構造改革

企業の法人税負担の軽減-歳出削減と代替課税「財政構造改革」

歳出削減の決め手-社会保障費削減、公共投資削減、教育改革

(c) グローバル企業の市場進出規制の打破-弱小産業保護規制、労働者保護、社会的規制緩和

(d) グローバル企業の姿にみあつた市場づくり-広義構造改革

4 新自由主義改革の矛盾と改憲頓挫の時代

(1) 新自由主義の矛盾の顕在化と政治的危機

2006年、日本の新自由主義改革独特の困難顕在化

反貧困運動の昂揚と民主党の変貌・躍進（反新自由主義・改憲消極）

(2) 明文改憲の策動とその挫折

(a) 第1次安倍政権による明文改憲の危機

- ① 解釈改憲による派兵体制の限界打破-集団的自衛権行使に焦点
- ② 民主党抱き込みによる改憲方式

国会の憲法調査会の経験、民主党の改憲積極-与野党協調改憲、自民党改憲体制

2005年、自民党初の条文による憲法改正案（新憲法草案）

2007年改憲手続法も与野党協調による改憲実行を想定

(b) 安倍明文改憲の挫折と改憲・大国化の停滞

新自由主義の矛盾の爆発、九条の会運動

(3) 改憲を挫折させ、政権交代をもたらした運動

(a) 初めての反新自由主義運動

反貧困運動、反貧困ネット

(b) 九条の会運動

個人加盟のネットワーク型、地域での運動の継続

草の根の運動による世論の変化（読売・04年賛成66%、08年賛成42%、反対43%）

(4) 民主党政権の誕生と改革の停滞

09年マニフェスト、反新自由主義的、反軍事大国的

菅、野田政権で2つの改革志向へ転向、しかし実行の政治的力量欠如

5 第2次安倍政権と戦後第3の改憲

(1) 「アベノミクス」による後期新自由主義への移行

(a) 新自由主義の矛盾に対する本格的な「手当」

アベノミクス「第2の矢」と、湯水のような公共投資

(b) 新自由主義改革の再起動と資本の競争力強化の新段階

積極的国家関与による企業競争力強化策、個別企業にターゲット-国家戦略特区

新自由主義型汚職・腐敗、伝統的と新自由主義型の重畳的腐敗

(c) 新自由主義型制度化

医療保険における都道府県化と地域包括ケアシステム

(2) 安倍改憲の歴史的位置

(a) 解釈・立法改憲による「小国主義」構造の打破、軍事大国化

1) 13～16年解釈改憲採用の理由-二重の挫折からの教訓

2) 戦後「小国主義」体制の全面改変

特定秘密保護法

国家安全保障会議-国家安全保障局

武器輸出3原則の廃棄、GDP比1%枠の本格打破へ

戦争法による集団的自衛権の限定容認、「一体化論」の骨抜き

(b) 解釈改憲の限界から明文改憲へ

- 1) 戦争法の全面実施の困難、止まない違憲論（24の憲法裁判）
- 2) 新たな明文改憲論・9条自衛隊明記論-常識を逸脱した5・3改憲提言（資料2、3）

安倍改憲のねらい-総がかり・市民連合の壁を前提に強行する方策

安倍改憲における「譲歩」と危険性

(3) 安倍政治と安倍改憲に対抗する運動の現状

(a) 安倍改憲阻止の運動-総がかりから「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」の運動の意義

- 1) 総がかりという形態での55年ぶりの共闘-労働組合+市民運動+政党
- 2) 16参院選における戦後初の野党選挙共闘

3) 民主党-民進党の改憲反対への変化による既存改憲戦略の破綻

(b) 貧困化の進展、地方の衰退の劇的進行にもかかわらず新自由主義と反改憲運動の合流、未だ

小括 改憲の到達点、改憲の危険性と阻止の意義

(1) 改憲・派兵体制の現段階

(a) 到達点と限界

戦争法により、集団的自衛権、海外での武力行使、一部可能+米軍との共同作戦体制進行

小国主義制度、ほぼ破壊-防衛費対GDP比1%枠、武器輸出3原則

戦争法全面実施困難、フルスペックの集団自衛権、多国籍軍派兵ダメ

(b) 改憲を許せば

戦争法全面実施、アジアでの日米共同作戦体制完成

アジアでの軍事対決激化

(2) 安倍改憲を阻止することの意義

(a) 1990年代以降の大國化の流れを止め逆転する

安保法制の廃棄、見直し、新ガイドラインの実行見直し

(b) 安倍改憲を阻止することは、憲法が生きる日本をつくる第一歩に

安倍改憲をはばんでも辺野古新基地建設はとまらない、沖縄基地問題はただちに解決しない

完全に止めるためには、安倍政権を倒し自公政権倒す必要-安倍改憲阻むことは、その第一歩

市民と野党の共闘を強化して、野党連合政権で9条の生きる日本を

福祉国家構想研 2019 連続講座第1講・その1 資料

2019.03.30. 渡辺治

(資料1) 日本国憲法改正案、改正要項等年表

| 年号 | 憲法改正案数 | 作成主体 |
|-------------------|--------|--|
| 1949 | 2 | 公法研究会、東大憲法研究会 |
| 〈憲法改正の第1の波〉 | T 1 7 | |
| 1953 | 1 | 渡辺経済研究所 |
| 1954 | 2 | 自由党憲法調査会、改進党憲法調査会 |
| 1955 | 2 | 憲法研究会、中曾根康弘「自主憲法のための改正要綱私案」 |
| 1956 | 2 | 自民党憲法調査会、大西邦敏 |
| 1957 | 2 | 広瀬久忠、弁理士会 |
| 1958 | 2 | 自主憲法期成青年同盟、里見岸雄 |
| 1959 | | |
| 1960 | | |
| 1961 | 1 | 中曾根康弘（高度民主主義民定憲法草案） |
| 1962 | 3 | 大石義雄、全日本愛国者団体会議、大日本生産党 |
| 1963 | 1 | 憲法調査会共同意見書 |
| 1964 | 1 | 憲法調査会報告書 |
| 1965 | | |
| 〈憲法改正の消極時代〉 | T 4 | |
| 1972 | 1 | 自民党憲法調査会「憲法改正大綱草案」 |
| 1981 | 1 | 自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議（竹花案） |
| 1982 | 1 | 自民党憲法調査会中間報告 |
| 1984 | 1 | 中川八洋 |
| 〈憲法改正の第2の大波〉 | T 4 0 | |
| 第1小期 91～2004 (26) | | |
| 1991 | 1 | 西部邁 |
| 1992 | 1 | 小林節 |
| 1993 | 3 | 自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議、自民党憲法調査会中間報告、日本を守る国民会議 |
| 1994 | 3 | 読売新聞、伊藤孝、西修ゼミ |
| 1996 | 2 | 新進党憲法調査会、木村睦男 |
| 1997 | 1 | 愛知和男 |

| | | |
|-----------------|-----|--|
| 1999 | 2 | 小澤一郎、鳩山由紀夫 |
| 2000 | 5 | 中曾根康弘、読売第二次改正試案、日本経済新聞、自由党、自民党橋本派 |
| 2001 | 3 | 日本会議、山崎拓、民主党憲法調査会中間報告 |
| 2002 | 3 | 経済同友会憲法問題調査会中間報告、民主党憲法調査会報告、国会憲法調査会中間報告 |
| 2003 | 2 | 同友会憲法問題調査会意見書、自主憲法制定国民会議 |
| 第2小期 04～12 (14) | | |
| 2004 | 4 | 読売新聞第3次改正試案、自民党憲法改正プロジェクトチーム論点整理案、自民党憲法改正草案大綱、民主党憲法調査会中間報告 |
| 2005 | 6 | 日本経団連、鳩山由紀夫、世界平和研究所、国会憲法調査会最終報告、自民党新憲法第1次案、自民党新憲法草案 |
| 2006 | 1 | 公明党第6回大会案 |
| 2012 | 3 | 自民党「日本国憲法改正草案」、日本青年会議所「日本国憲法草案」、新しい憲法を作る国民会議「新憲法第3次案」 |
| 〈憲法改正の第3の波〉 | T 5 | |
| 2013 | 2 | 産経新聞「国民の憲法」、枝野幸男「改憲私案」 |
| 2017 | 3 | 小林節 細野豪志 安倍晋三 |

(資料2) 2017. 5. 3 安倍晋三首相のビデオメッセージの全文

ご来場のみなさま、こんにちは。自由民主党総裁の安倍晋三です。憲法施行70年の節目の年に、「第19回 公開憲法フォーラム」が盛大に開催されましたことに、まずもってお喜び申し上げます。憲法改正の早期実現に向けて、それぞれのお立場で精力的に活動されているみなさまに心から敬意を表します。

憲法改正は、自由民主党の立党以来の党是です。自民党結党者の悲願であり、歴代の総裁が受け継いでまいりました。私が首相・総裁であった10年前、施行60年の年に国民投票法が成立し、改正に向けての一歩を踏み出すことができましたが、憲法はたった1字も変わることなく、施行70年の節目を迎えるに至りました。憲法を改正するか否かは、最終的には国民投票によって、国民が決めるのですが、その発議は国会にしかできません。私たち国会議員は、その大きな責任をかみしめるべきであると思います。

次なる70年に向かって、日本がどういう国を目指すのか。今を生きる私たちは、少子高齢化、人口減少、経済再生、安全保障環境の悪化など、我が国が直面する困難な課題に対し、真正面から立ち向かい、未来への責任を果たさなければなりません。

憲法は、国の未来、理想の姿を語るものです。私たち国会議員は、この国の未来像について、憲法改正の発議案を国民に提示するための「具体的な議論」を始めなければならない、その時期にきていると思います。わが党、自由民主党は未来に、国民に責任を持つ政党として、憲法審査会における「具体的な議論」をリードし、その歴史的使命を果たしてまいりたいと思います。

例えば、憲法9条です。今日、災害救助を含め、命懸けで24時間、365日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く、その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は9割を超えています。しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が、今なお存在しています。「自衛隊は違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ」というのは、あまりにも無責任です。私は少なくとも、私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきである、と考えます。もちろん、9条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと堅持していくかなければなりません。そこで「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という考え方、これは国民的な議論に値するのだろうと思います。

教育の問題。子どもたちこそ我が国の未来であり、憲法において国の未来の姿を議論する際、教育は極めて重要なテーマだと思います。誰もが生きがいを持って、その能力を存分に發揮できる一億総活躍社会を実現するうえで、教育が果たすべき役割は極めて大きい。世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、経済状況にかかわらず、子どもたちがそれぞれの夢に向かって頑張ることができる、そうした日本でありたいと思っています。70年前、現行憲法の下で制度化された、小中学校9年間の義務教育制度、普通教育の無償化は、まさに、戦後の発展の大きな原動力となりました。70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、子どもたちがそれぞれの夢を追いかけるた

めには、高等教育についても、全ての国民に真に開かれたものとしなければならないと思います。これは個人の問題にとどまりません。人材を育てることは、社会・経済の発展に確実につながっていくものであります。

これらの議論の他にも、この国の未来を見据えて議論していくべき課題は多々あるでしょう。私はかねがね、半世紀ぶりに夏期の五輪・パラリンピックが開催される2020年を、未来を見据えながら日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけにすべきだと申し上げてきました、かつて、1964年の東京五輪を目指して、日本は大きく生まれ変わりました、その際に得た自信が、その後、先進国へと急成長を遂げる原動力となりました。2020年もまた、日本人共通の大きな目標となっています。新しく生まれ変わった日本が、しっかりと動き出す年、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと強く願っています。私は、こうした形で国の未来を切りひらいていきたいと考えています。

本日は、自由民主党総裁として、憲法改正に向けた基本的な考え方を述べました。これを契機に、国民的な議論が深まっていくことを切に願います。自由民主党としても、その歴史的使命をしっかりと果たしていく決意であることを改めて申し上げます。最後になりましたが、国民的な議論と理解を深めていくためには、みなさまがた「民間憲法臨調」、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」のこうした取り組みが不可欠であり、大変心強く感じております。憲法改正に向けて、ともにがんばりましょう。

(資料3) 3月25日自民党大会に向けまとめられた改憲4項目案

[9条]

9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

(2) 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

[緊急事態条項]

64条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又（また）は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

73条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

(2) 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

[合区解消]

47条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。

(2) 前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

92条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

[教育]

26条（3） 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓（ひら）く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ぼない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

福祉国家構想研究会 2019 連続講座「安倍政治をどう変えるか？」

第1講 改憲を阻んで憲法の生きる日本を その2 憲法の生きる日本をどうつくるか—安保・沖縄・自衛隊—

2019. 03. 30 渡辺治

はじめに 安倍改憲阻止の共同から安倍政治を変える共同へ

(1) 安倍改憲を阻む共同は第一歩

安倍改憲を阻んでも沖縄、辺野古は？

アベノミクスは？原発は？消費税は？……

(2) 安倍改憲を阻む共闘から安倍政治を変える共闘へ

なぜ安倍政権支持率は下がらないのか？-支持の構造

安倍政治に代わる選択肢-安倍政治に代わる構想と担い手、の必要

(3) 安倍政治に代わる選択肢=憲法の生きる日本への道の検討

1 安倍政治を変えるには野党連合政権が

(1) 安倍政治を変えるには政権共同

(a) 政権共同の必要

安倍の悪政阻止には一点共同だが、安倍政治に代わる政治を実現するには政権共同でしか

国民の安倍政治を変えてもらいたいという強い思いに応えるには

(b) 政権共同への異論-野合論

終着点が違っても途中駅まで方向が一致していれば共同できるし、しなければ目標達成ない

(2) 連合政権への教訓-民主党鳩山政権の経験を学ぶ必要

(a) 民主党政権はなぜ失敗したか、民進党も運動も教訓を

料理は福祉国家的、しかし料理のつくりかたは運動を反映したが非民主的、担い手は脆弱

国民を信頼しなかった

(b) 鳩山政権における普天間国外・県外移転政策の挫折-失敗3つの教訓

1) 失敗は、アメリカの戦略を甘く見た

海兵隊は戦略的に不必要だからオバマ政権も国外移転を了承するんじやないか

アメリカが応じなかつたとき、それを押しつける手だてを考えていなかつた

2) 国民にこの問題を訴えなかつた、鳩山政権は解散、総選挙に訴えるべきであった

3) 担い手が脆弱であった、民主党事実上単独政権、社民党の閣外協力

共産党や運動が、観客、お手並み拝見にとどまつた

普天間国外移転の一点で一致して応援、共闘を申し入れるべきであった

(3) 安保法制反対・廃止の共闘以来の運動の、政権共同への土台・到達点

(a) 「総選挙における野党の戦い方と政策に関する覚書」(7項目合意)(資料1)

市民連合と野党四党が合意した「四党の考え方」がよりくわしい土台（資料2）

これをバージョンアップしていく必要。最初の連合政権合意は、敷居は低くの原則で

（b）野党連合政権構想の3つの柱

1) 憲法改悪に反対しアジアと日本の安全を軍事的対決強化によらない形で実現

安保法制廃止

7項目には沖縄辺野古の米軍基地建設はやめさせる、普天間返還、ない

立憲の17年10月総選挙公約

名護市長選、その後の変化

2) アベノミクスに変え、福祉国家型財政、経済を

7項目、抽象的すぎる、消費税ふれていらない

3) 立憲主義、民主主義の回復強化

加計学園問題で改めてクローズアップされた国家戦略特区を廃止する。

「経済財政諮問会議」を政党代表、労働組合代表を含む国民経済会議に改組する。

特定秘密保護法を廃止し、国民の知る権利を拡充するような情報公開法の改正

NHKの会長人事の民主的改革をはじめ、人事の民主的統制

最高裁判所の人事制度などを民主的に改革していく

2 野党連合政権で安保外交、どう変える・3つの課題

（1）9条外交と北東アジアの平和のイニシアティブ

（a）朝鮮半島の対話による非核化の方向促進、北東アジアの原則へ

外交政策の転換

北朝鮮との国交回復

6カ国協議の再開、拡充

2国間関係の紛争の平和的解決、武力不行使協定

（b）核禁条約批准、国連外交強化

核兵器禁止条約への賛成を手始めに国連の平和外交のイニシアティブ

（c）植民地支配、侵略戦争の謝罪

（2）安保法制の廃止

（a）安保法制廃止と自衛隊海外活動の停止

安保法制により拡大した自衛隊の海外での、また米軍との共同作戦体制をもとに戻す

・自衛隊の活動を、2014年7月1日閣議決定前に戻す

-集団的自衛権行使禁止、他国の戦闘行為と一体化した活動の禁止

・限定的集団的自衛権の行使を再禁止

・PKO等協力法改正をもとに戻す-駆けつけ警護、国際連携平和安全活動を廃止

・後方支援目的での戦場への出動その他活動拡大-国際平和支援法を廃止

・米艦防護-自衛隊法 95 条の 2 の廃止

(b) 関連して日米共同軍事活動の見直し

15 ガイドラインの進行阻止、ガイドライン実行に伴う日米共同作戦司令部の廃止

(c) 秘密保護法の廃止、「防衛計画の大綱」の見直し、国家安全保障会議の再編

(d) 安保法制をどうやって廃止するか

1) 安保法制廃止事業に立ちはだかる 3 つの困難

① 安保法制廃止、ガイドライン廃棄はアメリカのアジア戦略に大きな齟齬

日米共同作戦体制はすでに進行、具体化、アメリカの妨害

② 自民政権で続けられてきた政策の抜本変更

防衛省、自衛隊の抵抗、外務省、

③ 中国や北朝鮮の政策が進行し、連日東シナ海ではスクランブルが行われている

国民が納得しない

2) 安保法制廃止、自衛隊の海外での活動を抑止する政策実行の 3 条件

① 連合政権への各党党首の入閣、政権運営参加が不可欠

② この政策についての国民の強い支持が不可欠、

必要に応じ沖縄問題とともに国民に信を問うこと、不可欠

③ 東アジアレベルで一定のルールが形成されることが先行、並行

(3) 沖縄辺野古基地建設中止、普天間基地の撤去（国外移転）

(a) 沖縄辺野古基地建設中止、普天間国外移転はいっそう困難な国民的事業

1) 課題は戦略的課題

日米安保体制の根幹にふれる課題となるばかりか、基地撤去はアメリカとの合意

2) 日米地位協定の改正が不可欠（資料 3）

辺野古新基地建設についての日米合意の破棄、普天間返還については

日米地位協定 2 条の改正が不可欠

「第 2 条（施設・区域の提供と返還）

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。（以下略）

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきことまたは新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。」

95 年大田県政時代の提案

「地位協定第 2 条を見直し、日本国政府は、施設・区域の所在する都道府県や市町村から意見を聴取し、施設・区域の存在が、当該自治体の振興開発等に悪影響を及ぼしているばあいは、米国

政府に対し、その返還を要請し、米国政府は、その要請に応じなければならない旨を明記する」

辺野古新基地建設の白紙撤回、普天間基地返還の協議にはアメリカは容易に応じない。

日本側の武器は安保条約第10条しかないが連合政権では安保条約改定は一致していない

3) 沖縄の総意ばかりか、国民の意思を背景とせざるを得ない

3 安保法制廃止から安保のない日本へ-憲法の生きる日本へ

(1) 安保と自衛隊がないと日本は安全が確保できないか？

(a) 圧倒的国民は、安保＋自衛隊

同時に、日本の安全、安保と米軍、憲法

(b) 戦後日本の平和は何で守られたのか？-安保か憲法か？

ある日突然、中国、北朝鮮は侵略してくることはない

第2次大戦後の戦争と侵略の歴史

ほとんどの侵略戦争は、植民地独立、内戦、勢力圏・同盟国内部の離反をめぐり

-朝鮮戦争、第1次インドシナ戦争、ベトナム戦争、ソ連のチェコ侵攻、アフガン侵攻

中ベト戦争、イラクのクエート侵攻、ユーゴ戦争、ロシアのグルジア、ウクライナ侵攻

(c) では日本はなぜ74年間戦争に巻き込まれなかつたのか？

安保条約があつても、9条で自衛隊の海外での武力行使できなかつたから

少なくとも自衛隊が海外に侵攻しなかつたから日本の平和は守られた

(2) 安保条約に基づく米軍基地の撤去と連合政権

(a) 連合政権政策でも、安保体制の根幹は残る

日本全土、沖縄の米軍基地、米軍と自衛隊の共同作戦・一体化

(b) 国民の合意を得て、安保条約の廃棄へ

安保廃棄や6条改正による基地国外移転は連合政権合意にはない

終着点についての宣伝を選挙の度に

安保によらない平和保障の前進と相俟って国民意識を変化させる

(c) 東北アジアの非核化、軍備縮小、平和保障協定の先行

(d) 安保条約(資料4)の廃棄、改定による米軍基地撤去

(3) 自衛隊の2段階にわたる改組・改革・廃止

(a) 自衛隊改組の条件

東北アジアの平和保障からアジアレベルの平和保障、アジアレベルの地域経済圏

国連の権威回復、国連のイニシアティブの強化、国境紛争についての解決ルール

多国籍企業の活動を規制し各国の地場産業や中小企業を保護する緩やかな地域経済圏

(b) 自衛隊の2段階的縮小・改組、廃止

1) 第1段階

安保条約の廃棄をふまえ、自衛隊の対米従属性を断ち切る自衛隊改革

自衛隊の違憲性は大きく除去

2) 第2段階

国民の合意を得つつ、自衛隊の改組、縮小、3組織への編成替え

非武装の国際援助隊、海上保安庁と結合して国境警備隊、災害救援隊の拡充

むすびに代えて

安倍改憲を阻む共同をいかに持続し、強められるかが勝負

福祉国家構想研究会 2019 連続講座第1講・その2資料

2019.03.30 渡辺 治

(資料1) 「衆議院議員総選挙における野党の戦い方と政策に関する要望」

私たち、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合は、4野党が以下の政策を重く受け止め、安倍政権を倒すという同じ方向性をもって、全力で闘うことを求めます。

1 憲法違反の安保法制を上書きする形で、安倍政権がさらに進めようとしている憲法改正とりわけ第9条改正への反対。

2 特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法など安倍政権が行った立憲主義に反する諸法律の白紙撤回。

3 福島第一原発事故の検証のないままの原発再稼働を認めず、新しい日本のエネルギー政策の確立と地域社会再生により、原発ゼロ実現を目指すこと。

4 森友学園・加計学園及び南スーダン日報隠蔽の疑惑を徹底究明し、透明性が高く公平な行政を確立すること。

5 この国のすべての子ども、若者が、健やかに育ち、学び、働くことを可能にするための保育、教育、雇用に関する政策を飛躍的に拡充すること。

6 雇用の不安定化と過密労働を促す『働き方改革』に反対し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立すること。

7 L G B Tに対する差別解消施策をはじめ、女性に対する雇用差別や賃金格差を撤廃し、選択的夫婦別姓や議員男女同数化を実現すること。

(資料2) 『市民連合が実現を目指す政策』に関する四党の考え方 2017.04.05

四年間続いた安倍政権の下、我が国の立憲主義、民主主義は大きく脅かされ ている。アベノミクスは日本経済の持続的成長をもたらすことなく、格差を助長してきた。

民進党、日本共産党、自由党、社会民主党の野党四党は、昨年の参議院選挙 にあたり、①安保法制を廃止し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回、立憲主義を回復する、②アベノミクスによる国民生活破壊、格差と貧困を是正する、③TPP や沖縄問題など、国民の声に耳を傾けない強権政治を許

さない、④安倍政権の下での憲法改悪に反対する、との内容を共有・確認し、また、昨年6月7日に市民連合から提出された『野党4党の政策に対する市民連合の要望書』を受け止め、さらには昨年の通常国会で、介護、保育、雇用、被災者支援、男女平等、LGBT(性的マイノリティー)差別解消をはじめとした15本の議員立法を共通の政策として共同提案し、全力で戦った。

野党4党は、これらの到達点、さらに早期の衆院解散・総選挙は十分にあり得るという前提のうえに立って、できる限りの協力を進めることで合意している。今般、『市民連合が実現を目指す政策』についても、その現状認識及び基本理念を十分共有できると確認した。

今こそ、安保法制を廃止し、立憲主義を回復するとともに、個人の尊厳と基本的人権の保障を進めることが求められている。自由民主党の憲法改正草案のように立憲主義と平和主義を脅かす憲法改正は認められない。アベノミクスからの転換を進め、すべての人間に尊厳ある生活を確保するための社会経済政策を実現すべきである。

今後も、安倍政権の打倒を目指して政策面や国会活動における四党間の協力を進めていく。

四年間続いた安倍政権の下、我が国の立憲主義、民主主義は危機に直面している。アベノミクスは日本経済の持続的成長をもたらすことなく、格差拡大を助長し、人口減少を放置してきた。

民進、共産、自由、社民の四党は、早期の衆院解散総選挙は十分にあり得るという前提に立って、できる限りの協力を進めることで合意している。そのうえで、市民連合が実現を目指す政策について四党政策実務者による協議を進めた結果、以下のような考え方を共有することを私たちは確認した。

1. 国民生活の安定と「分厚い中間層」の復活に向け、社会経済政策を転換する

(1) 子育て・教育・若者

○就学前教育から大学まで、すべての教育について原則無償化をめざす。

○保育施設の拡充、保育士の賃金引き上げ等を通じて待機児童をなくす。

○安倍政権が放置してきた子育て・教育への投資を劇的に拡大することにより、教育の機会平等と質の向上、持続的成長の実現、雇用の創出、女性の社会進出、人口減少対策等を後押しする。

(2) 雇用・働き方

○残業代ゼロ法案の成立を阻止するとともに、インターバル規制を含む長時間労働規制法を早期に成立させる。

○同一価値労働同一賃金の実現など非正規労働者に対する待遇の差別を禁止する。

○最低賃金の大幅引き上げなど、賃金・労働条件を改善する。

(3) 社会保障等

○国民皆保険制度を維持し、年金の最低保障機能を強化する。

○介護労働者の賃金など待遇を改善するなど、介護の充実を進める。

○働き方や性別等に中立的かつ公正な社会保障制度、税制を確立する。

(4) 女性・ジェンダー

○選択的夫婦別姓を実現する。

○政治分野で候補者割り当てクオータを導入する。

○包括的な性暴力の禁止に向け、性暴力被害者支援法を制定する。

○LGBT に対する差別解消施策を盛り込んだ法律を制定する。

(5) 地域活性化

○霞ヶ関目線で効果の上がらない地方創生を掲げ、カジノによる地域振興に迷走する安倍政権と対峙し、地方の自主性を尊重した公正な地域活性化を進める。

○農家に対する所得補償制度を法制化する。

2. 原発ゼロを目指し、エネルギー政策を抜本的に転換する

(1) 原発ゼロを目指す

3.11 を原点として新しい日本のエネルギー政策を構想する。

(2) 省エネルギーの徹底

断熱の徹底、廃熱の有効利用等をすすめ、世界一の省エネ社会を実現する。

(3) 再生可能エネルギーの飛躍的増強

太陽光発電や風力発電への支援、ソーラーシェアリングの大幅拡大等を進める。

(4) 地球温暖化対策の推進

国際社会に通用する中長期数値目標を設定し、地球環境・生態系の保全を進めるとともに新産業と雇用の創出につなげる。

3. 立憲主義を守り抜き、平和を創造する

(1) 立憲主義と平和主義を脅かす憲法改悪の阻止

自民党の憲法改正草案は、立憲主義に反し、基本的人権の尊重や国民主権、そして平和主義という基本的価値を脅かすものであり、これを基礎とした改定、特に平和主義を破壊する憲法9条の改悪を阻止する。

(2) 2015年安保法制の白紙化

安倍政権下で強行された安全保障法制は立憲主義と平和主義を揺るがすものであり、その白紙撤回を求める。

(3) 戦略的なアジア太平洋外交の推進

同盟国である米国を含め、近隣諸国、関係国との対話を促進し、地域における信頼醸成に努める。

(4) 沖縄の基地負担の軽減

沖縄の民意を踏みにじって基地建設を強引に進める政府の姿勢は、容認できない。沖縄県民の思い

を尊重しながら基地負担の軽減を進める。

(5) 情報公開の推進と報道の自由の回復

安倍政権下で後退した情報公開と報道の自由は、民主政治の基盤であり、危機感を持ってその推進、回復に取り組む。

以上

(資料3) 日米地位協定

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個別の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第二十五条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当つて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

1995年沖縄県の2条改定案

「地位協定第2条を見直し、日本国政府は、施設・区域の所在する都道府県や市町村から意見を聴取し、施設・区域の存在が、当該自治体の振興開発等に悪影響を及ぼしているばあいは、米国政府に対し、その返還を要請し、米国政府は、その要請に応じなければならない旨を明記する」

(資料4)日米安保条約

第一条（平和の維持のための努力）

1 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

2 締約国は、他の平和愛好国と共同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条（経済的協力の促進）

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条（自衛力の維持発展）

締約国は、個別的に及び相互に協力して、持続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条（臨時協議）

締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条（共同防衛）

1 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

2 前記の武力攻撃及びその結果として執った全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第六条（基地の許与）

1 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持の寄与するため、アメリカ合州国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

2 前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合州国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条（国連憲章との関係）

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響を及ぼすものではなく、また、及ぼすものとして解釈してはならない。

第八条（批准）

この条約は、日本国及びアメリカ合州国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条（旧条約の失効）

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生のときに効力を失う。

第十条（条約の終了）

1 この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合州国政府が認めるときまで効力を有する。

2 もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。（両国全権委員氏名省略）

安倍政治をどう変えるか？

日本社会の危機に立ち向かう政策と構想

第1講：3月30日（土）13:30～17:00

改憲を阻んで憲法の生きる日本を—憲法・安保・沖縄政策論

講師：渡辺治（一橋大学名誉教授）

第2講：5月11日（土）13:30～17:00

労働・貧困問題と安倍政治—中長期・短期の対抗構想

講師：後藤道夫（都留文科大学名誉教授）

中澤秀一（静岡県立大学短期大学部准教授）

蓑輪明子（名城大学准教授）

第3講：6月1日（土）13:30～17:00

地域政策と安倍政治—地域経済の活性化、医療・介護保障と町おこし

講師：岡田知弘（京都大学大学院教授）

岡崎祐司（佛教大学教授）

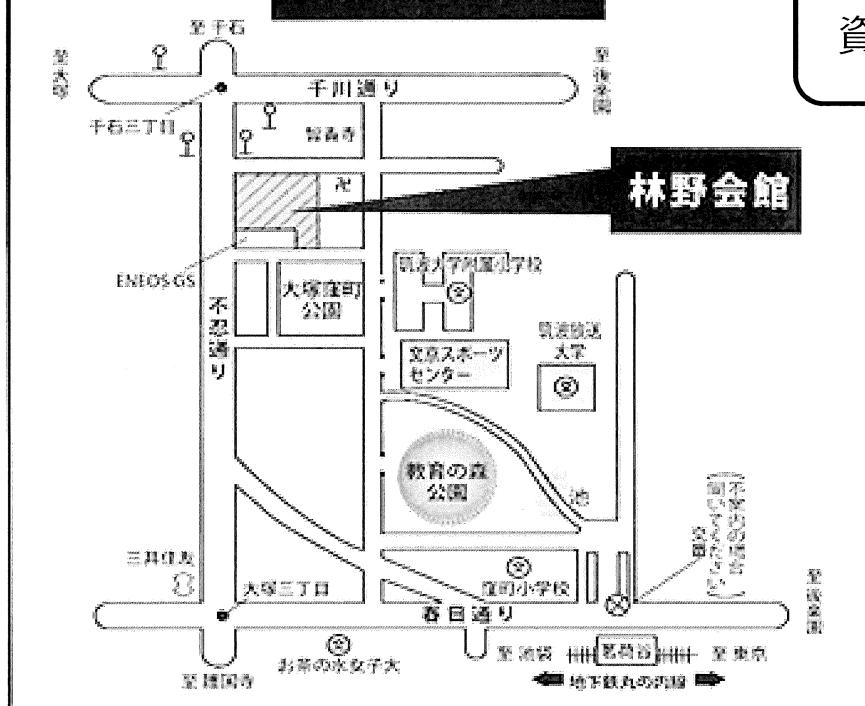
関 耕平（島根大学准教授）

会場 林野会館

〒112-0012 文京区大塚 3-28-7

3月30日は503会議室、5月11日並びに6月1日は604会議室が会場になります。

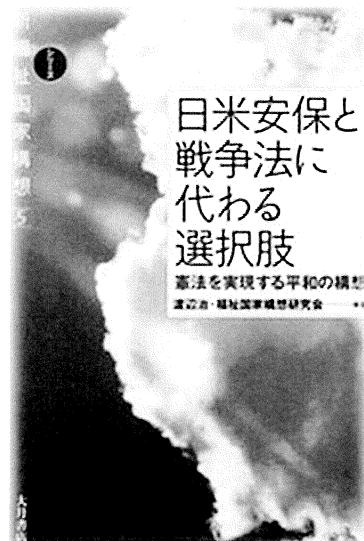
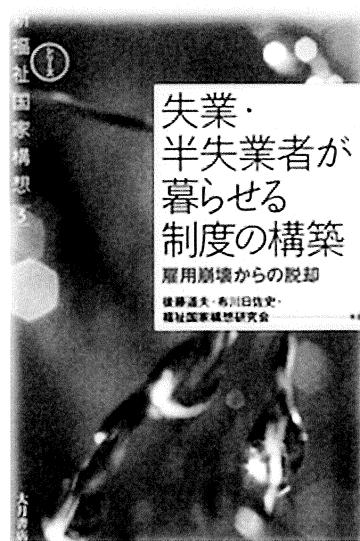
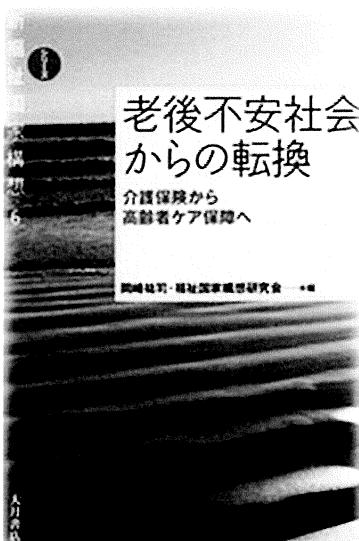
林野会館のご案内



資料代 各講座 500 円



地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車徒歩 7 分



※事前の申し込みは必要ありません。直接会場にお越しください。

連絡先 福祉国家構想研究会（東京自治問題研究所内）

電話 03-5976-2571 FAX 03-5976-2573

mail tokyo-jichiken@clock.ocn.ne.jp